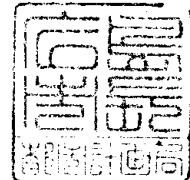


広計計第 315 号
平成 15 年 12 月 19 日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(都市計画局)



平成 13 年度包括外部監査の結果報告に添えて提出された「意見」に基づく対応結果について(報告)

のことについて、別紙のとおり報告します。



<u>監査の対象</u>	<u>出資法人における補助事業及び委託事業の実施状況</u>
<u>対象団体</u>	<u>財團法人広島市都市整備公社</u>
<u>対象事業</u>	<u>その他公社の目的を達成するために必要な事業</u>

意 見

特定優良賃貸住宅における事務の執行状況

債務者の返済額がその債務全額を消滅させるに足りないときは、民法の規定に基づき、まず先に利息に充当している。この方法では、一部返済額が少額な場合には、返済額が利息にばかり充当され、元本自体の返済がなかなか進まず、債務者の返済意欲が減少していく危険性がある。

返済額がその債務全額を消滅させるに足りないときは、まず先に元本に充当出来ないかどうか、充当方法のルールを定め、債務者の返済意欲を向上させる方策を模索する必要がある。

また、現在の経済情勢から推測すると、今後ますます滞留債権は増大するものと思われる。したがって、債務者の収入に応じた遅延利息の免除規定の整備及び欠損処理ルールの整備の必要性を検討する必要がある。

対 応 結 果

財團法人広島市都市整備公社において、特定優良賃貸住宅における債権管理の事務処理方法について、平成15年度から次のとおり取扱うこととした。

- 1 返済額の優先的な元本充当については、滞納に至った理由、支払い意欲及び支払いの見通しなど、個別の案件ごとに十分検討し、必要に応じて対応する。
- 2 遅延利息の免除については、滞納者及び滞納金額の増加を招くおそれがあること、また、債務の確実な履行を促す必要があることから、行わない。
- 3 欠損処理ルールの整備については、当面は、債権回収に努力することとし、将来、この状況を見ながら検討をする。

なお、滞留債権の増大を防止するため、平成12年度までは、建物賃貸借契約書において滞納家賃6か月以上で契約解除としていたが、滞納額の回収が困難なことから、平成13年度より、滞納家賃3か月以上で契約を解除し、敷金（3か月分）で滞納額を回収する取扱いを行っている。

監査の対象　　出資法人における補助事業及び委託事業の実施状況について

対象団体　　財団法人広島市動植物園・公園協会

対象事業　　広島市の委託を受けて行う動物公園、植物公園その他公園施設等の管理運営

意 見

業務委託契約の事務処理手続

ほぼ同一内容の業務委託の指名競争入札については、前年の応札金額のうち一番高値の業者がはずれ新しい業者が加わった結果、落札金額が低下したこともある。この例を多として、前年の各業者の応札結果により一定のルールを設けて業者を交代させることによって、年々競争原理がはたらき、指名競争入札の機能が発揮されると考えられるので、このような方法についても検討を望みたい。

しかし、過度の安値落札による業務の質の低下を防ぐため、必要に応じた検査員の増加あるいは落札業者から下請け業者へ再委託される場合の下請け代金の届け出等、検査体制を強化することも必要と考える。

対 応 結 果

平成14年度から、財団法人広島市動植物園・公園協会における業務委託について、次のとおり改めた。

- 1 各業務委託の指名業者の選考については、前年度に対し、少なくとも2社の入替えを行うこととした。
- 2 業務再委託承諾伺の様式を変更し、請負金額、契約方法及び再委託業務内容の記載を新たに義務付け、下請けに係る請負金額及び業務内容を書面上明らかにすることにより、検査体制の強化を図ることとした。